

吸収合併契約に関する事後開示書面

2020 年 12 月 1 日

株式会社ワイズテーブルコーポレーション

2020 年 12 月 1 日

各位

東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 22 号
株式会社ワイズテーブルコーポレーション
代表取締役 金山 精三郎

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社施行規則第 200 条に基づく事後備置書面)

当社は、2020 年 10 月 16 日付けで株式会社シェフズ・ファームズ（以下、「シェフズ・ファームズ」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2020 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シェフズ・ファームズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。よってここに本件合併に係る事後開示をいたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2020 年 12 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2020 年 10 月 27 日付で官報（第 361 号）にて債権者に対する公告を行い、かつ、2020 年 10 月 27 日までに知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定に基づく本合併をやめることの請求はできません。

(2) 反対株主の買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条の規定に基づく株式買取請求を行うことはできません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 10 月 27 日付で官報（第 361 号）に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2020 年 12 月 14 日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

吸収合併契約に関する事前開示書面

2020 年 10 月 22 日

株式会社ワイズテーブルコーポレーション

2020 年 10 月 22 日

各位

東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 22 号
株式会社ワイズテーブルコーポレーション
代表取締役 金山 精三郎

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

当社は、2020 年 10 月 16 日付けで株式会社シェフズ・ファームズ（以下、「シェフズ・ファームズ」という）との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、2020 年 12 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、シェフズ・ファームズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりであります。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

吸収合併消滅会社であるシェフズ・ファームズは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度のシェフズ・ファームズの計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。



合 併 契 約 書

株式会社ワイズテーブルコーポレーション（以下「甲」という。）および株式会社シェフズ・ファームズ（以下「乙」という。）は、乙が解散する吸収合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり契約する（以下この合併契約書を「本契約」という。）。

（合併の方法）

第1条 甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、合併する。

（当事者の商号および住所）

第2条 本合併を行う甲、乙の商号および住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）：株式会社ワイズテーブルコーポレーション

東京都港区赤坂8丁目10番22号

乙（消滅会社）：株式会社シェフズ・ファームズ

東京都港区赤坂8丁目10番22号

（株式の割当ておよび交付）

第3条 甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、株式の割当ておよび交付はしないものとする。

（効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日は、令和2年12月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株主総会の承認省略）

第5条 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（権利義務の承継）

第6条 乙は、効力発生日において、資産、負債、および権利義務の一切を甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって、その業務執行および財産の管理運営を行い、その財産および権利義務に重大

な影響をおよぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上、これを実行する。

(解散費用)

第8条 効力発生日以降において、乙の解散手続きのために要する費用は、全て甲の負担とする。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、協議の上、本契約に定める条件を変更し、または互いに損害賠償等を請求することなく本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の認可等を得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第11条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

以 上

令和2年10月16日

甲： 東京都港区赤坂8丁目10番22号
株式会社ワイズテーブルコーポレーション
代表取締役 金山 精三郎 印



乙： 東京都港区赤坂8丁目10番22号
株式会社シェフズ・ファームズ
代表取締役 金山 精三郎 印



決 算 報 告 書

(第 6 期)

自 平成 31 年 3 月 1 日
至 令和 2 年 2 月 29 日

株式会社 シェフズ・ファームズ

東京都港区赤坂8-10-22

貸 借 対 照 表

令和 2 年 2 月 29 日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流 動 資 産】	【 113,543,049】	【流 動 負 債】	【 83,221,121】
現 金 及 び 預 金	45,929,343	買 掛 金	50,199,565
売 掛 金	37,176,844	短 期 借 入 金	30,000,000
原 材 料	30,080,293	未 払 金	1,002,156
前 払 費 用	113,113	預 り 金	341,100
仮 払 金	67,200	未 払 法 人 税 等	792,400
未 収 入 金	176,256	未 払 消 費 税	885,900
【固 定 資 産】	【 759,429】		
(有 形 固 定 資 産)	(759,428)	負 債 の 部 合 計	83,221,121
工 具 器 具 備 品	759,428	純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	(1)		
ソ フ ト ウ ェ ア	1	【株 主 資 本】	【 31,081,357】
		(資 本 金)	(15,000,000)
		資 本 金	15,000,000
		(資 本 剰 余 金)	(15,000,000)
		資 本 準 備 金	15,000,000
		(利 益 剰 余 金)	(1,081,357)
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,081,357
		純 資 産 の 部 合 計	31,081,357
資 産 の 部 合 計	114,302,478	負債及び純資産の部合計	114,302,478

自 平成 31 年 3 月 1 日
至 令和 2 年 2 月 29 日

損 益 計 算 書

科 目	金 額	
		円
【純 売 上 高】		
売 上 高	402,575,025	402,575,025
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	35,457,217	
商 品 仕 入 高	379,111,693	
合 計	(414,568,910)	
期 末 棚 卸 高	30,080,293	384,488,617
売 上 総 利 益		(18,086,408)
【販売費及び一般管理費】		
役 員 報 酬	6,600,000	
給 与 手 当	350,000	
減 価 償 却 費	457,278	
租 税 公 課	341	
事 務 用 品 費	194,531	
消 耗 品 費	47,520	
支 払 手 数 料	1,177,510	
運 賃	3,176,630	
業 務 委 託 料	1,654,048	13,657,858
営 業 利 益		(4,428,550)
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	381	
雑 収 入	1,300	1,681
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	450,918	
雑 損 失	414,590	865,508
経 常 利 益		(3,564,723)
税 引 前 当 期 純 利 益		(3,564,723)
法 人 税 等		792,400
当 期 純 利 益		(2,772,323)

株主資本等変動計算書

自 平成 31 年 3 月 1 日 至 令和 2 年 2 月 29 日 単位 円

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金	利益剰余金		
				繰越利益剰余金	合計		
当期首残高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	△1,690,966	△1,690,966	28,309,034	28,309,034
当期変動額							
当期純損益金				2,772,323	2,772,323	2,772,323	2,772,323
当期変動額合計				2,772,323	2,772,323	2,772,323	2,772,323
当期末残高	15,000,000	15,000,000	15,000,000	1,081,357	1,081,357	31,081,357	31,081,357

個 別 注 記 表

自 平成 31 年 3 月 1 日
至 令和 2 年 2 月 29 日

I. この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は
定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

600株

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 純資産額

51,802円26銭

2. 当期純利益額

4,620円53銭